ID:　369

担当部署:　上下水道部 下水道課

処分の概要	延滞金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋国際文化住宅都市下水道事業受益者負担に関する条例　第15条第1項
例規番号	昭和46年条例第1号

【根拠条文】

（延滞金）

第15条　市長は、第9条第3項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14．5パーセント（当該納付期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7．3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

【基準】

根拠条文及び附則第4項の規定による。

（延滞金の割合の特例）

4　当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合という。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.5パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.5パーセントの割合を超える場合には、年14.5パーセントの割合）とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和3年10月1日